

令和7年5月9日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長  
加 納 康 至  
(公印省略)

訪問看護等に使用する車両等に係る駐車許可等に関する周知について（依頼）

平素は本会事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、日本医師会より通知がありました。本通知は、訪問診療や訪問看護等に使用する車両に係る駐車許可および駐車規制からの除外措置について、従来の運用を基本的に継続しつつ、駐車許可等に関する運用の統一を図る他、関係手続等の合理化および簡素化推進のため新たな通達が警察庁より出され、厚生労働省を通じて周知依頼があったことをお知らせするものです。

警察庁通達では、以下の点が案内されております。

- ・他の駐車可能な場所の有無を考慮する範囲をおおむね 100メートル以内に全国的に統一するほか、通学路やバス路線ではないかといった、審査において留意すべき事項を明確化するなど、許可要件の明確化等
- ・申請書および添付書類を含め、申請手続に係る運用を全国的に統一
- ・反復継続的な用務に係る許可証の有効期間は、原則として1年以上とすることで全国的に統一
- ・医師の指示を受けた看護師等や、助産師が患者宅等を緊急訪問するための車両が駐車規制からの除外措置の対象となり得ることの明確化 等

今後、警察庁の通達に基づき、各都道府県警察において改正等の作業を行うとのことで、新たな運用の開始時期や詳細は、管轄する都道府県警察本部または警察署までお問い合わせください。

なお、日本医師会通知文のうち、別添1～3はデータ量が大きいので、添付しておりません。詳細は下記サイトをご参照ください。

貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

(添付資料)

- ・訪問看護等に使用する車両等に係る駐車許可等に関する周知について（依頼）  
(令7.4.24 厚生労働省医政局地域医療計画課、看護課、老健局認知症施策・地域介護推進課、老人保健課 事務連絡)

【別添1】警察庁丙規発第7号、丙交指発第16号

<https://www.npa.go.jp/laws/notification/koutuu/kisei/kisei20250331-1.pdf>

【別添 2】警察庁丁規発第 54 号、丁交指発第 62 号

<https://www.npa.go.jp/laws/notification/koutuu/kisei/kisei20250331-2.pdf>

【別添 3】警察庁丁規発第 55 号、丁交指発第 63 号

<https://www.npa.go.jp/laws/notification/koutuu/kisei/kisei20250331-3.pdf>

<担当> 大阪府医師会介護福祉課(吉田・松岡)  
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町 2-1-22  
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737